

合併市に関する調査

記入月日：平成17年1月21日

基礎情報

都道府県・市名	新潟県・上越市（じょうえつし）
合併期日	平成17年1月1日
合併形式	編入合併
住所（旧市町村名も記載）	新潟県上越市木田1丁目1番3号（旧上越市）
人口（合併直近の国調）	211,870人
面積	972.62km ²
議員定数	48人（条例定数30人＋特例定数18人）
関係市町村名	上越市、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町

関係市町村合併直前の状況

関係市町村	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（％）
	上越市	134,751	249.24	30	19.4
安塚町	3,733	70.23	12	33.8	
浦川原村	4,202	50.64	12	27.7	
大島村	2,480	71.64	10	36.1	
牧村	2,991	61.35	14	35.9	
柿崎町	12,116	85.39	18	25.6	
大潟町	10,861	16.32	18	20.6	
頸城村	9,538	38.30	18	20.0	
吉川町	5,516	76.61	16	28.2	
中郷村	5,259	43.55	14	26.1	
板倉町	7,534	66.51	16	27.8	
清里村	3,217	37.54	12	26.5	
三和村	6,284	39.36	16	25.2	
名立町	3,388	65.94	14	30.2	
合計	-	211,870	972.62	220	-

（出所）人口、高齢化比率：「平成12年国勢調査」、面積：「平成14年度全国都道府県市区町村別面積調査」、議員数：上越地域合併協議会事務局調べ

関係市町村の財政状況

* 数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成16年度予算

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）	地方交付税（千円）	指定団体等の指定状況	財政力指数
	上越市	57,491,753	17,664,354	6,790,000	特豪	0.736
安塚町	3,194,000	207,904	1,555,700	過疎・特豪	0.159	
浦川原村	2,920,000	324,712	1,200,000	過疎・特豪	0.221	
大島村	2,650,000	167,052	1,065,000	過疎・特豪	0.148	
牧村	2,791,840	142,883	1,186,000	過疎・特豪	0.137	
柿崎町	5,305,000	987,902	1,690,000	特豪・準過疎	0.372	
大潟町	4,522,000	1,088,750	855,000	-	0.543	
頸城村	4,921,000	1,515,046	863,000	-	0.640	
吉川町	3,445,000	320,331	1,660,000	過疎・特豪	0.185	
中郷村	4,799,000	623,378	1,030,000	特豪	0.392	
板倉町	4,733,061	669,494	1,650,000	過疎・特豪	0.300	
清里村	2,301,387	190,293	1,135,000	過疎・特豪	0.170	
三和村	3,020,000	477,569	1,134,000	過疎・特豪	0.288	
名立町	2,830,000	185,820	1,300,000	過疎・山村・特豪	0.140	
合計	-	104,924,041	24,565,488	23,113,700	-	-

「指定団体等の指定状況」欄の略号は、特豪：特別豪雪地帯指定団体、過疎：過疎市町村該当団体、準過疎：準過疎地域指定団体、山村：振興山村指定団体を指す（新潟県総合政策部市町村課「平成14年度市町村財政の状況」）。

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成16年8月20日	解散年月日：平成16年12月31日
内容	合併の基本項目を協議、正式決定したほか、新市建設計画の策定や事務事業の調整など、市町村合併に向けて必要な事項の協議を実施した。	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：平成17年度から平成26年度までの10か年	
基本計画の主要項目	新市の概況、新市建設の基本方針、新市の施策、新市における県事業の推進、公共施設の適正配置と整備、行財政運営、財政計画	
旧市町村庁舎の利活用	合併前の上越市役所を本庁、旧町村の役場庁舎を地域自治区（注1）の事務所として使用している。なお、旧町村の役場庁舎については、地域住民の地域づくり活動や交流・集会の拠点となる「コミュニティプラザ」として利用する。	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	2
議会の議員の定数に関する特例	有	有の場合：48人（条例定数30人＋特例定数18人）
議会の議員の在任に関する特例	無	有の場合：-年-ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：44万6,000円（議長：53万6,000円、副議長：47万4,000円）	
地域審議会の設置について	有（ただし、地域自治区に置かれる地域協議会）	
内容	地方自治法の改正などにより制度化された地域自治区に置かれる地域協議会は、地域自治区の区域に係る市の事務などについて、市長等の諮問に応じて意見を述べるだけでなく、地域協議会が必要と認める場合は、自主的に審議し、意見を述べるができる。また、新市建設計画の変更や地域自治区の区域内の重要な施設の設置・廃止、管理の在り方、基本構想等（総合計画）のうち地域自治区の区域に係る重要事項の決定・変更については、市長は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。（地域協議会の委員の定数及び選任等、詳しくは別途送付する「地域自治区の設置に関する協議書」及び「上越地域協議会委員の選任に関する条例」をご参照ください。）	
地方税に関する特例	有	
内容	都市計画税税率について、大潟区、頸城区における都市計画区域の市街化区域への課税は5年間不均一課税とし（税率：1年目～3年目0.04%、4年目0.08%、5年目0.12%）、6年目から0.20%に統一する。	
合併特例債発行限度額（億円）	約600億円	

その他

協議された事項	<p>主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。（例：庁舎の位置 等）</p> <p>【合併協定書に掲げた16項目のうち10項目】 議会の議員の定数及び任期の取扱い 農業委員会の取扱い 一般職の職員の身分の取扱い 特別職の身分の取扱い 本庁及び支所の行政組織の取扱い 地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱い 一部事務組合等の取扱い 公社、第三セクター等の取扱い 町名・字名の取扱い 各種事務事業の取扱い</p> <p>残された課題について、箇条書きでご記入ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が引き継いだ合併前の各町村の公社、第三セクター等について、毎年度経営状況を点検し、健全化に向けて見直しを行うこと。 ・現在の「上越市民の歌」について、内容を見直すこと。 ・介護保険料賦課徴収、ごみ収集有料化事業等、一部の事務事業について、新基準の作成又は新制度の創設を行い、適用すること。
---------	---